

「淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和6年8月29日

上北地域県民局長

記

1 業務名

淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、高瀬川水系高瀬川（小川原湖）における淋代平揚水機の許可水利権を更新するため、河川法第23条及び第24条に係る申請書類等の作成、電子データ化並びに関係する調査を行うことを目的とする。

(2) 概要

水利権更新等資料作成 一式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が調い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

上北地域県民局地域農林水産部

TEL：0176-23-5317 FAX：0176-23-5247

担当者 農村計画課 佐々木、早川

淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託 応募要領

1 業務名

淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託

2 業務の目的

本業務は、高瀬川水系高瀬川（小川原湖）における淋代平揚水機の許可水利権を更新するため、河川法第 23 条及び第 24 条に係る申請書類等の作成、電子データ化並びに関係する調査を行うことを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 24 日（月）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当するものとする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登録されることが見込まれる者を含む。）、または、令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店または支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

(2) 提出期間

令和6年8月30日（金）から令和6年9月9日（月）まで

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における本業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和6年8月30日（金）から令和6年9月12日（木）まで

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去10年間における同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

(1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和6年9月17日（火）までに通知（様式第3号）する。

- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に上北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部

TEL : 0176-23-5317 FAX : 0176-23-5247

担当 : 農村計画課 佐々木、早川

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 上北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、上北地域県民局長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和6年9月9日(月)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、2,035千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、上北地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部

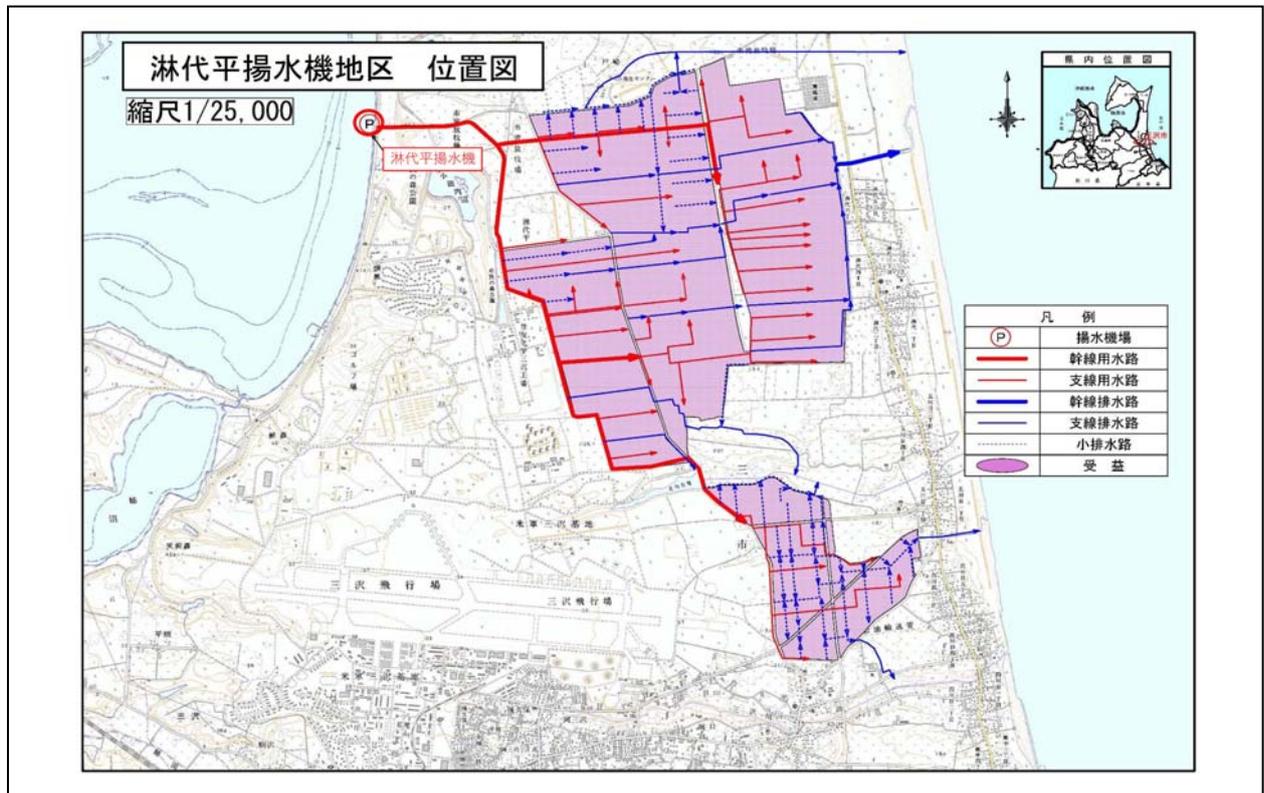
TEL : 0176-23-5317 FAX : 0176-23-5247

担当者 農村計画課 佐々木、早川

(別添資料)

本地区の概要等

1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号 上県局農水(整委)第24号

業務名 淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託

業務場所 三沢市大字三沢地内

履行期間 契約締結日の翌日～令和7年3月24日

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本業務は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、淋代平揚水機の許可水利権を更新するため、河川法第23条、第24条及び取水規定に係る申請書類等の作成、電子データ化及び関係する調査を行うものである。

(業務場所)

第3条 業務場所は、三沢市大字三沢地内で、別添位置図に示すとおりである。

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士(農業部門：農業土木または農業農村工学)、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー(農業土木部門)のいずれかの資格とともに、農業農村整備事業の実施計画作成に十分な知識と経験を有し、関係機関である三沢市及び淋代平土地改良区と協議、調整可能な者とする。

第2章 作業条件

(適用する技術基準等)

第5条 本業務の設計に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第6条 作業条件は、下表のとおりである。

項目	内容
基本条件 (既許可内容)	かんがい面積：756.59ha 最大取水量：しろかき期(5/20～5/31) 3.871m ³ /s 普通期(6/1～9/10) 3.969m ³ /s 工作物：淋代平揚水機、流氷止工 土地の占用：2,391.23 m ² (全体) 許可の期限：令和7年3月31日

(作業内容)

第7条 本業務の作業内容は、下表及び別添「積算数量表」のとおりである。

項 目	内 容	数量	備考
水利権更新等資料作成	1 現地踏査、写真撮影 ・施設全景 ・水利使用標識 ・取水量測定施設状況など 2 水利使用許可申請書の作成 ・かんがい面積の精査 ・必要水量の算定 ・位置図、受益図など 3 書類・図面の電子データ化 ・許可申請書（水利使用規則案、取水規定・管理規定案など） ・水収支計算表 ・位置図、受益図など 4 内容の点検 ・点検とりまとめ	一式	必要に応じ、関係機関との協議・調整を図ること。

(作業の留意点)

第8条 必要水量の算定結果を基に、申請書及び下記事項に係る添付図書を作成し、点検する。

- 1 水利使用に係る事業計画の概要
- 2 必要水量の算定根拠
- 3 河川流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
- 4 添付資料（写真、位置図、図面、参考資料等）

第3章 参考図書・貸与品・打合せ・成果物

(参考図書)

第9条 本業務の参考にする図書は、共通仕様書第1201条によるほか、次によるものとする。

名 称	編集・著書・発行所	制定（改訂）年月
農業農村整備事業のための河川協議の実務	農林水産省農村振興局整備部水資源課	2011年

(貸与品等)

第10条 貸与品は、下表に示すとおりである。貸与後は必要事項をコピー等し、速やかに返却すること。

貸与資料名	部 数	備 考
一級河川高瀬川水系高瀬川（小川原湖） 淋代平揚水機 河川法第23条及び第24条 許可申請書（更新）	1部	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第11条 前2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第12条 打合せ時期及び回数等は下表に示すとおりであり、打ち合せ書はその都度取り交わすものとする。

作業段階	回数	内容
業務着手前	1回	業務基本的事項及び業務計画書（受注者側の審査体制についても記載すること。）、作業方針の概略について打合せする。
中間打合せ	1回	水利権更新等資料（案）作成後、細部条件等確認のため打合せする。
報告書原稿作成段階	1回	成果物の取りまとめ方当について打合せする。

(成果物)

第13条 提出すべき成果物は、下表に示すとおりである。

成果物名	内容	規格	部数
業務報告書	水利権更新等資料 他	A-4	5部
電子媒体	業務報告書及び図面データ	CD-R 又は DVD-R	5部

※ 装丁はチューブファイルとし、マイラー原図の提出は要しない。
※ 業務報告書は可能な限りMicrosoft Word・Excel形式で作成すること。

(成果物の装丁等)

第14条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書はできるだけ分冊を避けること。
- 2 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課ホームページ【<http://www.pref.aomori.lg.jp/skikaku/index.html>】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- 3 提出先は、上北地域県民局地域農林水産部 農村計画課（十和田市西二番町10-21）とする。

第4章 その他

(定めなき事項)

第15条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

(補正内容)

第16条 積算における個別補正内容は「別表」に示すとおりである。

【別表】積算内容

作業項目	数量	補正内容
【基本設計（ほ場整備）】準用 「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）令和6年度」		・難易度補正 I（普通） ・設計対象地区面積：756ha ・地形勾配の逆数：2,000 ・各種取水点平面測量：1
1 現地踏査、写真撮影 (1-1 現地調査 現地踏査)	一式	個別補正 0.10
2 水利使用許可申請書の作成 (3-10 計画設計諸元検討 用水収支計算)	一式	個別補正 0.10
3 書類・図面の電子データ化 (2-1 資料の検討・収集 資料の検討)	一式	個別補正 0.10
4 内容の点検 (13-4 事業計画書作成)	一式	個別補正 0.10

3 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判 定		

(2) 評価項目及び評価基準

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評 価 基 準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業務の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価 [20点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士 (該当技術部門)	7点
	②RCCM (該当技術部門)、農業土木技術管理士	4点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
①過去5年間で3件以上の経験あり	7点	
②過去5年間で1件以上の経験あり	4点	
③上記以外	0点	
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況		
①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
30点 × 技術力評価得点 / 技術力評価満点		
2 価格評価 (70点)	70点 × (1 - 見積価格 / 予定価格)	
合 計 (100点)		

(様式第1号)

番 号
年 月 日

上北地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領5応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属/部署
氏名
電話/FAX
E-mail

(様式第2号)

番 号
年 月 日

上北地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1部

(担当者)
所属/部署
氏名
電話/FAX
E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

あて

上北地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「淋代平揚水機地区水利用協議調整調査委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知いたします。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(企画提案書様式2)

過去 10 年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 水利権更新等資料作成業務とする。
- ② それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門(選択科目)を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1)配置予定技術管理者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続教育制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	教育継続制度	目標（継続）単位
全国土木施工管理技士会 連合会	継続学習制度（CPDS）	30ユニット／年 60ユニット／2年 90ユニット／3年 120ユニット／4年 150ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50ユニット／年 250ユニット／5年
建設コンサルタント協会	CPD制度	50単位／年
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント／年
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位／年
日本技術士会	技術士CPD（技術研鑽）制度	50CPD時間／年 150CPD時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位／年
日本造園学会	造園CPD（継続教育）制度	50単位／年
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50単位／年